

【三位一体改革に伴う施設等給付費に係る費用負担割合の見直しに係るQ & A】

問 費用負担割合の見直しの対象となる施設等給付費については、「都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び特定施設に係る給付費」（12月19日付の全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料）とあるが、具体的な対象サービス費はどのようになるのか。

(答)

- 1 費用負担割合の見直しの対象となる給付費については、次のものを予定している。（「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」の改正事項）
 - ① 施設介護サービス費（法第48条）及び特例施設介護サービス費（法第49条）
 - ② 特定施設入居者生活介護（法第8条第11項）に係る居宅介護サービス費（法第41条）及び特例居宅介護サービス費（法第42条）
 - ③ 介護予防特定施設入居者生活介護（法第8条の2第11項）に係る介護予防サービス費（法第53条）及び特例介護予防サービス費（法第54条）
 - ④ 施設サービス（法第8条第23項）に係る特定入所者介護サービス費（法第51条の2）及び特例特定入所者介護サービス費（法第51条の3）
- 2 なお、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費には、居宅サービス相当分と施設サービス相当分の区分が困難であること等から、費用負担割合の見直しの対象としない予定である。
- 3 また、審査支払手数料についても、その額や居宅サービス相当分と施設サービス相当分の区別に要する事務負担等を踏まえ、費用負担割合の見直しの対象としない予定である。